

令和8年度 福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間	令和8年 2月 2日(月)～ 令和8年 2月 6日(金)〈必着〉
試験日	受験者に別途連絡します。
採用予定日	令和8年 4月 1日(水)

福井県丹南土木事務所

〒915-0882 越前市上太田町42-1-1

TEL 0778-23-4966

FAX 0778-23-4817

1 募集概要

採用予定日	令和8年4月1日(水)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合あり)
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	丹南土木事務所（越前市上太田町42-1-1）
業務内容	登記事務員 ・土地登記簿、地図等の閲覧、謄写および調査収集 ・戸籍簿、除籍簿、住民票の閲覧および調査収集 ・登記事務に関する市町村および法務局との連絡調整および所属する土木事務所職員等による協議の補助 ・測量時および法務局現地調査時における所属する土木事務所職員による立会いの補助 ・不動産登記法に基づく登記嘱託書（添付書類を含む）の作成、提出および取り下げ ・登記済証の受領、用地事務補助等
採用予定人員	2名

2 受験資格

- ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

- ・ 官公庁や土地改良区の職員として不動産登記に関する事務に従事した者、司法書士・土地家屋調査士の補助者としての経験のある者およびこれらのものと同等の経験がある者

- ・ 普通自動車の運転免許を有する者

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

- (1) 試験日時 受験者に別途連絡します。
- (2) 試験会場 福井県丹南土木事務所（越前市上太田町42-1-1）

5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

- (1) 申込方法 「福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出（持参または郵送）してください。
- (2) 受験申込先 〒915-0882 越前市上太田町42-1-1
福井県丹南土木事務所 2階 総務課総務グループ
- (3) 受付期間 令和8年2月2日(月)～令和8年2月6日(金)〈必着〉
※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)
- (4) 注意事項 ・ 郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものと
し、上記受付期間内に到着したものに限り受け付けます。
・ 受験票は発行しません。

7 勤務条件

- (1) 勤務日 週31時間（週4日または週5日勤務）
※8時30分から17時15分の間で週31時間となるよう
毎月、所属が指定する日となります。
(原則、土、日、祝日を除く平日)

- ※勤務日以外が休日となります。(1週間あたり2日以上)
- (2) 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分まで
 ※休憩時間は正午から午後1時です。
 ※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報 酬 時間額1,500円
- (4) 期末・勤勉手当 勤務期間等に応じて支給
 ※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。
- (5) 休 暇 ・年次有給休暇 年間10日
 ※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。
 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 ・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(有給)など
- (6) そ の 他 ・通勤費を別途支給します。
 ・地方公務員共済組合(短期給付・福祉事業)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
 ・労働者災害補償保険の適用があります。
 ・地方公務員法上の服務規定等(秘密を守る義務、職務に専念する義務など)の適用があります。
 ・報酬および期末・勤勉手当については、給与改定等により、額が変更となる場合があります。
 ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者(本人)	総合得点および 総合順位	合否通知の到達 日から1か月	福井県 丹南土木事務所 総務課

○ 口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、請求者本人(代理人は不可)が、以下いずれかを持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、福井県丹南土木事務所総務課へお越しください。ただし、土、日、祝日は受付しておりません。

- ① 運転免許証
- ② 日本国旅券(パスポート)
- ③ 各種健康保険の被保険者証
- ④ 各種年金手帳等
- ⑤ 個人番号カード